

**2015年度（第65回）北海道アマチュアゴルフ選手権予選競技
兼（第70回）国民体育大会ゴルフ競技（成年男子）第1次予選会**

開催日：2015年5月31日(日)

開催コース：札幌南ゴルフクラブ

本競技においてはこのローカルルール・競技の条件と日本ゴルフ協会ゴルフ規則を適用する。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭で定める。(定義40)
2. No.16ホールの右側のアウトオブバウンズのラインを越えていった球は、球が向こう側のコース上に止まっている場合でもアウトオブバウンズの球とする。
3. No.6及びNo.7ホールにおいて、球がラテラル・ウォーター・ハザード内にあることが分かっているか、ほぼ確実な場合、ゴルフ規則26に基づく処置、または追加の選択肢として、1打の罰を加え指定ドロップ区域に球をドロップすることができる。
4. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む
 - (a)張り芝の継ぎ目；規則付I(B)4eを適用する

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝 자체を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっていても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。(ゴルフ規則163ページ参照)

- (b)パッティンググリーンの奥行きを標示するためのペイントマーク及び、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤードマークは修理地とみなされる。しかしながら、ペイントマークがプレーヤーのスタンスの障害となっていても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントマークの中にあるか、触れている場合、またはそのペイントマークが意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。

5. 次のものは動かせない障害物とする

- (a)排水溝
 - (b)人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c)動かせない障害物に接している他の動かせない障害物は一体の障害物とみなす。
 - (d)動かせない障害物に接し白線で繋がれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
 - (e)障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部である。
6. 電磁誘導カート用の2本のレールは、その2本のレールの全幅をもって1つのカート道路とみなす。
このカート道路によってプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域に対して障害が生じる場合、あるがままの状態でプレーするか、規則24-2bに基づく救済を受けるかどうかはプレーヤーの選択である。
一方、球がこのカート道路上にある場合はあるがままの状態でプレーすることはできず、プレーヤーは規則24-2bに基づく救済を受けなければならない。この場合、球のライだけでなく、スタンスや意図するスイング区域も含めて救済を受けなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2打。
 7. No.6、No.9、No.14、No.15ホールにある防球ネットによる障害(ゴルフ規則24-2a)のため、ゴルフ規則24-2bの救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレスポイントを決定しなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2打。
 8. 次のものはコースと不可分の部分とする
 - (a)巻網、ワイヤ等で樹木に密着しているもの。
 - (b)ウォーターハザード内にある護岸用の構造物。
 9. パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則16-1cに基づき修理することができる。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用クラブの規格

競技者が持ち運ぶドライバーは R&A 発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件に違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰は競技失格。(ゴルフ規則 174p 参照)

3. 使用球の規格

競技者の使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。

4. プレーの中止と再開

(1)通常のプレーの中止（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2)険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中止となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**となる。

(3)プレーの中止と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

5. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この条件の違反の罰は、次のホールに 2 打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。

6. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)2』を適用する。(ゴルフ規則 177p 参照)

7. スコアカードの提出

本競技においては提出ボックス方式を採用する。

8. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定める。

9. 競技終了時点

本予選競技は、競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、俱楽部ハウス内並びにスタートティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上有る場合、プレーヤーは規則 25-3に基づいて救済を受けなければならない。
3. プレーの進行に留意し、先行組みとの間隔を空けないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはゴルフ規則 6-7 を適用する。(ゴルフ規則 68p 参照)
4. 本競技においては移動（歩いてプレー）することを競技の条件としておりませんので、プレーヤーはいつでも乗車することができる。
5. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1人コイン1枚（30球）を限度とする。
6. 落下地点確認のためフォアキャディーを配置し、旗を掲げて指示する。
赤 旗：落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。(必ず指示に従うこと)
白 旗：落下地点があいているので、プレーできる。
青 旗：アウトオブバウンズまたは紛失の恐れがある。(暫定球のプレーを勧める)
7. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
8. 競技委員会は規則 33-7に基づき、エチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることがある。

競技委員長 中島 勉